

香川県条例第34号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の納付義務の免除の申告)</p> <p>第90条の3 <u>法第11条の10</u>第2項の規定による種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(種別割の納付義務の免除の申告)</p> <p>第90条の3 <u>法第11条の9</u>第2項の規定による種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、納付義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。